

河長監第62-2号

令和6年3月29日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

堀川 和彦

(公印省略)

監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 監査対象

福祉部

第2 監査対象期間

令和4年度及び令和5年度（定期監査実施時まで）

第3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和5年9月4日（月）から令和6年2月29日
（木）まで

(2) 委員監査 令和6年3月26日（火）

第4 監査場所

監査執務室及び監査対象部局執務室

第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

指摘事項

<生活福祉課>

1 契約事務について

生活福祉課は、多数の契約事務を行っていましたが、次の点が見受けられました。

- (1) 業務計画書が提出されていない業務が多数ありました。
- (2) 随意契約理由が記載されていないもの、不適切なものが複数ありました。
- (3) 復命書や業務完了届がないものが複数ありました。

生活福祉課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。

- 2 「河内長野市くらしの資金貸付制度」に基づく貸付金について
市から社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に貸し付けた貸付金2,000,000円は、過去に協議会が貸付を行った借受人からの返済がないため、協議会から返済されていません。

協議会と河内長野市は、今後の方針を明確にし、消滅時効となる私債権の整理を行う必要があります。

<障がい福祉課>

3 文書事務について

障がい福祉課の文書事務について、次の点が見受けられました。

- (1) 出張にかかる復命書の作成がないものがいくつかありました。
- (2) 決裁文書の電話番号欄が未記載の事例が多数見受けられました。
- (3) 令和5年度の決裁文書を、令和4年度簿冊の文書として起案しているものが多数ありました。
- (4) 記入漏れや記載誤りがある見積書や申請書等を複数收受していました。

障がい福祉課は、適切な文書事務の執行に努める必要があります。

4 契約事務について

障がい福祉課は、多数の契約事務を行っていましたが、次の点が見受けられました。

- (1) 業務計画書が提出されていない業務、記載内容が不適切な

業務が多数ありました。

- (2) 誓約書の提出を受けていない業務が複数ありました。
- (3) 仕様書や契約書と事務が整合していない事項が多数ありました。
- (4) 業務委託完了検査復命書の作成のないもの、一部記載誤りのあるもの、業務完了届に一部記載誤りがあるものがありました。

障がい福祉課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。

5 現金等の取扱い等について

現金等の取扱い等について、次の点が見受けられました。

- (1) 郵便切手等在庫管理表について、在庫確認者欄の押印がありませんでした。
- (2) 実際の切手の在庫枚数の確認ができていませんでした。
- (3) 現金出納簿の記載に年度誤りがありました。
- (4) 現金出納簿について、取扱者印欄及び出納員確認印欄の押印がありませんでした。

障がい福祉課は、現金等の取扱い等を適切に行う必要があります。

<子ども子育て課>

6 契約事務について

子ども子育て課は、多数の契約事務を行っていましたが、次の点が見受けられました。

- (1) 業務計画書が提出されていない業務、記載内容が不適切な業務が多数ありました。

- (2) 誓約書の提出を受けていない業務が複数ありました。
- (3) 業務委託完了検査復命書に記載誤り等が複数ありました。
- (4) 実施及び業者選定の決裁文書で随意契約の根拠の記載のないものや根拠条文に誤りのあるものが複数ありました。

子ども子育て課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。

<地域福祉高齢課>

7 支出負担行為、物品購入等について

地域福祉高齢課は、支出負担行為書、物品購入伺書等を起票し、財務事務を行っていましたが、次の点が見受けられました。

- (1) 支出負担行為書に後閲印漏れ等が多数ありました。
- (2) 物品購入伺書に見積書が添付されていないもの等が多数ありました。
- (3) 納品書が保管されていないもの等がいくつかありました。

支出負担行為、物品購入等は、財務事務の基本的事項です。地域福祉高齢課は、適切な財務事務の執行に努める必要があります。

8 契約事務について

地域福祉高齢課は、多数の契約事務を行っていましたが、次の点が見受けられました。

- (1) 業務計画書が提出されていない業務や記載内容が不適切な業務が多数ありました。
- (2) 誓約書の提出を受けていない業務が複数ありました。
- (3) 管理等委託業務完了届及び業務委託完了検査復命書の記載

誤り等が多数ありました。

- (4) 実施及び業者選定の決裁文書で随意契約の根拠条文に誤りのあるものや随意契約理由の記載が不適切なものが複数ありました。

地域福祉高齢課は、適切な契約事務の執行に努める必要があります。

9 現金の取扱い等について

現金の取扱い等について、次の点が見受けられました。

- (1) 現金出納簿の記載漏れが複数ありました。
- (2) 現金出納簿の記載誤りがありました。
- (3) 資金前渡を受ける前に立替払いをしているものが複数ありました。
- (4) 令和4年度中の駐車場使用料が令和5年度予算から支払われているものがいくつかありました。

地域福祉高齢課は、現金の取扱い等を適切に行う必要があります。

10 文書事務について

文書事務について、次の点が見受けられました。

- (1) 出張命令簿の記載が不十分な箇所がいくつかありました。
- (2) 出張に伴う復命書の作成がされていないものが複数ありました。
- (3) 根拠となる条文の条項の記載間違いが複数ありました。
- (4) 届出日が空白のものがいくつかありました。
- (5) 誤字、脱字が複数ありました。

地域福祉高齢課は、文書事務を適切に行う必要があります。